

## 瀬戸内海環境保全基本計画の骨子（案）について

## ※ 編集方針について、【 】に記載

## 第 1 序説（略）

## 【現行計画を踏襲】

## 第 2 計画の方向性

## 【最近の動きや、ポイントを踏まえ、法の目的を踏まえ各目標の大方針を記述】

- 令和 2 年 3 月答申、令和 3 年 1 月意見具申の記述をベースに、法制定当時から  
の経緯、水質改善の取組状況等を記述
- 「きれいで豊かな瀬戸内海の確保」に向け、当該答申に掲げられた「令和の  
里海づくり」や、これを進めるための 4 つの方策にふれ、湾・灘ごと、更には  
湾・灘内の特定の海域ごとの実情に応じて取り組むことが必要である旨、記述
- 令和 3 年 6 月に成立した「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する  
法律（令和 3 年 6 月法律第 59 号）」（以下、「改正法」という。）を踏まえ、き  
れいで豊かな瀬戸内海の実現に向け、取組を進める必要がある旨、記述
- その際、地域循環共生圏構築の観点から、森・里・川・海のつながりに配慮  
しつつ地域における里海づくりを進めるため、幅広い主体が、地域の状況に応  
じた、あるべき姿を共有する必要がある旨、記述

<以下、答申検討の際に整理した課題に沿って記述>

## 1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保について

- ・瀬戸内海の水質は、全体として改善傾向であるものの、湾・灘ごと、更には  
湾・灘内の特定の海域によって、栄養塩類の増加が原因とみられる課題と減  
少が原因とみられる課題が入り組んで存在している状況にあること。
- ・そのため、湾・灘内の特定の海域ごとの実情に応じたきめ細やかな栄養塩類  
管理を行う必要があること。
- ・改正法に基づく栄養塩類管理をはじめとする特定の海域ごとの対策に当た  
っては、周辺環境の保全と水産資源の持続可能な利用の確保の調和・両立を  
図ること。この際、季節ごとの状況の変化、陸域からの影響、更には気候変  
動による水温上昇等の影響も考慮すること。
- ・令和 3 年 3 月中央環境審議会答申「第 9 次水質総量削減の在り方について」

1 も踏まえ、底層DOと既存の環境基準を併せて活用して、水環境管理に関する  
2 検討や順応的な取組が進めること。

- 3 ・水産資源の持続的な利用を確保するため、生物多様性・生物生産性の観点から  
4 環境との調和に配慮しつつ、科学的知見に基づく取組の一層の推進に努  
5 めること。

## 6 7 **2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保 8 全について**

- 9 ・令和3年6月に開催されたG7首脳会合の成果文書の一部「自然協約」に示  
10 された内容も踏まえ、当該地域における施策の実施に当たっても、このよう  
11 な国際的な潮流も意識し、価値観を共有して取り組むこと。

- 12 ・地域の実情に応じた対策については、栄養塩類をはじめとした水質の管理の  
13 ほか、生物の産卵場所、生息・生育の場としても重要であり、ブルーカーボ  
14 ンとしても期待される藻場・干潟・浅場等の保全・再生・創出、底質の改善  
15 等を同時並行で実施すること（令和3年6月に策定された「2050年カーボ  
16 ンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に位置づけられていることに留意  
17 意）。

- 18 ・優れた自然の風景地や生物多様性の保全上重要な地域について、更に保全を  
19 推進すること。また、既存の自然の保護地域等における保全状況を定期的に  
20 点検し、保護地域等の拡充や保全の質の向上を図ること。

- 21 ・沿岸域の環境の保全等の活動については、保全活動の活性化や、ツーリズム  
22 への展開等も視野に入れたものとなることが望ましいこと。今般の法改正を  
23 踏まえ、新たな視点で自然海浜保全地区の新規指定候補地を検討すること。

## 24 25 **3 漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤の整備について**

- 26 ・今般の法改正を踏まえ、瀬戸内海の環境保全に関する施策においても、気候  
27 変動適応に関する視点が必要であり、さらに適応策を検討・推進すること。

- 28 ・これまで以上に、地域が主体となって、あるべき地域の海の姿を具体的に描  
29 き、これを実現するため、地域関係者や国を含む様々な主体が積極的に参画  
30 し、実施されること。

- 31 ・その際、湾・灘協議会を活用することも有効と考えられることから、各府県  
32 において当該協議会等を設置し、更に、広域的な課題については府県域を越  
33 えて連携・協調していくことが望ましいこと。

- 34 ・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて瀬戸内海地域におい  
35 ても海洋プラスチックごみ問題に取り組むため、関係府県において削減に  
36 係る目標設定を行い、これを踏まえて実態把握や流出抑制を行うほか、プラ  
37 スチック資源循環法や海岸漂着物処理推進法及び基本方針を踏まえつつ、

1 内陸地域も含め、民間事業者等地域関係者と協働して発生抑制対策を進め  
2 ること。

### 3 4 5 **第3 基本的な施策**

#### 6 **【現行計画第2及び第3の個別的記載を再編集し、これをベースに記載内容を 7 更新等】**

8 ○ 令和2年3月答申を踏まえ、地方自治体をはじめ、地域で活動する環境団体、  
9 事業者、研究者等の地元関係者に期待される役割が大きい旨、記述。

10  
11 ○ 各々の施策同士が、必ずしもプラスの相乗効果を生み出すものばかりでは  
12 ないことから、特定の海域、湾・灘、瀬戸内海全体といった空間スケールや時  
13 間スケールに応じて、個々の方策を使い分ける必要がある旨、記述。

14  
15 ○ 対策の効果について科学的な知見が十分に得られていない場合には、今後  
16 も、科学的に裏付けられたデータの蓄積及び分析を行いつつ、順応的管理の考  
17 え方に基づく取組を推進する必要がある旨、記述。

#### 18 19 **【基本的な施策の概要は次のとおり】**

##### 20 **1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保**

#### 21 ○ **水環境管理の観点からの汚濁負荷量の管理**

22 ・ 現行計画（第3の2（1））を踏襲し、水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止  
23 のため、また、現状非悪化に留意し、取組を継続（産業排水にかかる処理  
24 施設の管理、魚介類の養殖漁場、河川の直接浄化等についても、引き続き  
25 小項目にて記載）

26 ・ 地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的  
27 な栄養塩類の管理等、特定の海域ごと、季節ごとのきめ細やかな水質管理  
28 を実施

#### 29 30 ○ **下水道等の整備の促進等**

31 ・ 現行計画を踏襲しつつ、地域の状況に鑑み、必要な場合は窒素及び磷の  
32 除去性能の向上を含めた高度処理の積極的な導入

33 ・ 一方で、必要な地域においては、地域合意を踏まえ、施設の季節別運転  
34 管理を実施

#### 35 36 ○ **湾奥部をはじめとする底層環境等の改善**

37 ・ 現行計画を踏襲（第2の1（3）、第3の1（3）及び1（6）を統合し

1 構成)

- 2 ・ 栄養塩類の偏在や底質からの窒素及びリンの溶出、貧酸素水塊の発生を  
3 抑制するため、湾奥部等における流況改善対策や浚渫や覆砂等の底質改善  
4 対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握及び評価しつつ推進
- 5 ・ 海砂等の採取跡である大規模な窪地は、貧酸素水塊が発生する原因の一  
6 つとなっているため、窪地の埋戻しによる周辺海域の水環境の改善効果を  
7 把握及び評価しつつ、今後も引き続き埋戻しを推進
- 8 ・ 水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の  
9 整備や既存の護岸等の補修・更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつ  
10 つ、原則として、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用（これらの  
11 取組は、生物の生息・生育環境を維持・回復するものであり、生態系を活  
12 用した防災・減災にも通ずるものであることに留意）
- 13 ・ なお、実施することが効果的な場所においては、海底耕耘等の対策も必  
14 要

15  
16 ○ 油等による汚染の防止

- 17 ・ 現行計画を踏襲

18  
19 ○ 栄養塩類の管理等

- 20 ・ 周辺環境の保全と調和・両立を前提とする、今般の法改正を踏まえた一  
21 部の海域への栄養塩類の供給や、藻場・干潟等の再生・創造等により、地  
22 域ごとの状況・ニーズに応じた、多様な水産資源の確保に向け努力
- 23 ・ 栄養塩類と水産資源との関係解明にかかる取組の継続、関係者への知見  
24 の提供や栄養塩類供給の管理方策の提案等を実施

25  
26 ○ 水産資源を含む生物の生息環境の整備等

- 27 ・ 現行計画を踏襲（第3の2（6）の一部及び4の一部を統合し構成）

28  
29 2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保  
30 全

31 ○ 自然海浜の保全等

- 32 ・ 現行計画を踏襲（第3の1（6）、2（6）の一部、3（（4）を除く）  
33 を統合し構成）
- 34 ・ 沿岸域における藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の適正な保全、とりわけ  
35 藻場・干潟等については、ブルーカーボンとしての役割にも留意し、自然  
36 海浜保全地区制度の活用も含め、保全・再生・創出の取組を推進
- 37 ・ 継続的な観察、モニタリング等により、生物の生息・生育場所としての

1 機能の確認や、CO<sub>2</sub>吸収量の算定や精査にも貢献

- 2 ・ 自然景観の核心的な地域は、国立公園等の保護区として適正に保全。ま
- 3 た、保護区と同等の自然の価値を有するエリアについて、その態様に応じ
- 4 必要な保全策を実施
- 5 ・ 瀬戸内海国立公園については、現状では公園区域外の地域にも生態系の
- 6 観点から重要な地域が広がっていることに鑑み、区域拡張に向けた検討や
- 7 調整を実施
- 8 ・ 引き続き、自然景観の核心的な地域、自然とのふれあいの場、自然景観
- 9 と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財を適切に保全

10  
11 ○ 海砂利の採取の抑制

- 12 ・ 現行計画を踏襲

13  
14 ○ 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

- 15 ・ 現行計画を踏襲

16  
17 ○ エコツーリズム等の推進

- 18 ・ 現行計画を踏襲

19  
20 3 漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤的施策の着実な  
21 実施

22 ○ 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ対策等の推進及び循環型社会の形  
23 成

- 24 ・ 現行計画を踏襲（第3の3（4）及び5を統合したうえで、改正法、プ  
25 ラスチック資源循環法等を踏まえて記載）
- 26 ・ 漂流ごみに起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、国  
27 と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携のもとに、漂流ごみ等の除  
28 去、発生抑制その他必要な措置を講ずるように努める
- 29 ・ 海岸漂着物処理推進法、同法に基づく基本方針を踏まえつつ、海岸漂着  
30 物等の発生抑制対策が重要であることから、内陸地域を巻き込み、協働し  
31 て発生抑制対策を推進
- 32 ・ 海洋プラスチックごみ問題に対応するため、プラスチックごみにかかる  
33 実態把握やマイクロプラスチックも含めた海洋への流出防止の対策のほか、  
34 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラス  
35 チック廃棄物の排出抑制や回収・リサイクルの円滑化、環境に配慮された  
36 代替素材への転換を促進するための措置を講じ、海洋プラスチックごみ問  
37 題の解決に向けた取組を着実に進めていく

- 1       ・ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から、サーキュラーエコノ  
2       ミー（循環経済）への移行を中長期的に推進  
3
- 4       ○ 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進
- 5       ・ 今般の法改正により、法の基本理念に気候変動の影響に係る観点を追加  
6       したことも踏まえ、地球規模の気候変動がもたらす生物多様性・生物生産  
7       性への影響や適応策の調査研究等を強く推進。また、気候変動適応法に基  
8       づく気候変動適応広域協議会との連携を通じて関係者間の協力体制の構  
9       築に努めるとともに、地域気候変動適応計画への関連施策の組み込み等によ  
10      り、地域の状況に応じた適応策を推進。
- 11      ・ 現行計画を踏襲（第3の8（1）及び（2）を統合し構成）し、引き続  
12      き、環境モニタリングや調査研究、技術開発等を推進
- 13      ・ 海域における栄養塩類等環境条件の変化に対する生物の応答は複雑で  
14      あり、解明されていないことも多い点にも留意し、順応的な栄養塩類の管  
15      理に当たっては、今後も更なる調査・研究を継続するとともに、常に最新  
16      の科学的知見に基づき、その効果・影響を適切に評価
- 17
- 18      ○ 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
- 19      ・ 現行計画を踏襲
- 20
- 21      ○ 島しょ部の環境の保全
- 22      ・ 現行計画を踏襲
- 23
- 24      ○ 環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等
- 25      ・ 現行計画を踏襲（第3の8（3）及び（5）を統合し構成）
- 26      ・ 地域の多様な主体が共通の目標を持って行動することが重要であり、  
27      湾・灘協議会については、その設置がいまだ5県7協議会にとどまってい  
28      ることも踏まえ、設置に向けた取組を更に強化（双方向のコミュニケーシ  
29      ョンの重要性に留意）
- 30
- 31      ○ 情報提供、広報の充実
- 32      ・ 現行計画を踏襲
- 33
- 34      ○ 環境教育・環境学習の推進
- 35      ・ 現行計画を踏襲
- 36
- 37      ○ 国内外の閉鎖性海域との連携

1           ・ 現行計画を踏襲

2

3           ○ 国の援助措置

4           ・ 現行計画を踏襲

5

6           第4 計画の点検

7           【現時点においては、現行計画の目次を記載（第2及び第3の内容を踏まえ、今  
8           後、更新）】

9           ○ 柱書きに加え、第2に記した方向性を意識した指標を設定

10           【主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標】

11           【主に水質の保全及び管理に関する指標】

12           【主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標】

13           【主に水産資源の持続的な利用の確保に関する指標】

14

15           ○ 府県計画での追加を想定した指標を掲載

16           【主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標】

17           【主に水質の保全及び管理に関する指標】

18           【主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標】

19           【主に水産資源の持続的な利用の確保に関する指標】

20

21